

第96回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年8月26日（金曜日）午前10時

場所 大阪府大東市深野南町1番1号

当社講堂

(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

目次

第96回定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
事業報告	5
計算書類	19
監査報告書	31
株主総会参考書類	34

お土産取りやめのお知らせ

本年より来場者様へのお土産のお渡しは取りやめさせていただきますので、何卒ご了承ください。

書面およびインターネットによる
議決権行使期限

2022年8月25日（木曜日）午後5時まで

第96回定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について

当社では、本株主総会にご出席される株主様の健康と安全を最優先に考え、「新型コロナウイルス感染症」の感染防止に向けて以下のとおりご案内申し上げますとともに、皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

[株主様へのお願い]

- ・新型コロナウイルス感染拡大の状況並びにご健康状態に十分ご留意のうえ、本年もご来場を見合わせることをご検討いただき、可能な限りインターネット、または郵送にて議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- ・特に、感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠をされている方は、本年もご出席をお控えいただくことを強くお勧めいたします。これらに該当しない方でも、ご心配ご不安のある方は、ご無理をなさらずにご出席を見合わせることをご検討ください。
- ・発熱、咳等の症状のある方、その他「新型コロナウイルス感染症」等の感染が疑われる方は、ご来場をお控えくださいますよう、お願い申し上げます。感染防止のため、ご入場をお断りすることがございます。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。

なお、株主様への待合室およびお飲み物の提供はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

[当社の対応について]

- ・会場入口に、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・会場入口での検温等の措置により、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございます。
- ・株主様に、間隔を空けての着席をお願いする場合がございます。また、会場席数に限りがあり、当日ご入場をお断りする場合がございます。万が一お席をご用意できない場合は、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

当社では、会場での感染防止策を可能な限り講じ徹底してまいります。本株主総会へのご出席を予定または検討されている株主様におかれましては、健康と安全面から慎重な判断をお願い申し上げます。

証券コード 6496
2022年8月9日

株 主 各 位

大阪府大東市深野南町1番1号
株式会社 中北製作所
代表取締役社長 宮田 彰久

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない方は書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内にしたがって2022年8月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年8月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府大東市深野南町1番1号 当社講堂
3. 目的事項
報告事項 第96期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

議決権行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年8月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合
後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2022年8月25日（木曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。

以 上

1. 当日ご出席の方は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、書面による郵送または当社ホームページ (<https://www.nakakita-s.co.jp>) に掲載することにより、お知らせいたします。
3. **当日当社では軽装（クールビズ）にて対応させていただきますのでご了承ください**ますようお願い申し上げます。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

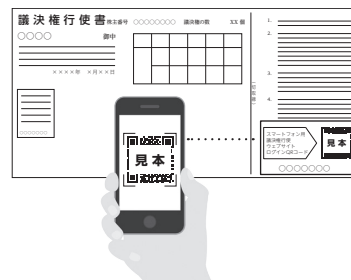
2022年8月25日（木曜日）
午後5時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

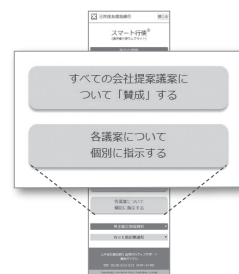


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書用紙はイメージです。

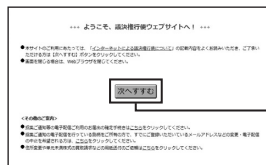
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして
ください。



「次へすすむ」を
クリック

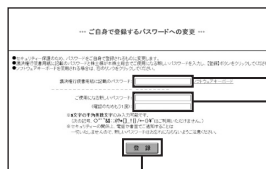
2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力
ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

(添付書類)

事業報告

2021年6月1日から
2022年5月31日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、各種政策の効果もあって、景気は持ち直しの動きもみられるものの、原材料価格の上昇や新型コロナウイルス感染症の影響もあり、景気の先行きは不透明な状況が続きました。

当社の主要な受注先の造船業界では、新造船市況は回復の兆しがみられるものの、受注環境は厳しい状況にありました。このようななか、当社は、船用関連において受注獲得に努め、発電プラント関連においても積極的な営業活動を展開し、修理やメンテナンス関連の部品注文獲得にも注力しました。

新型コロナウイルス感染症の影響でございますが、海外への渡航制限や一部の案件で納期延期がありました。受注高・売上高への影響は限定的でありました。また、資材調達に関してもほとんど影響はございません。

当期における受注高は、16,202百万円（対前期比2.4%減）となり、406百万円前期を下回りました。品種別にみますと、自動調節弁7,555百万円、バタフライ弁4,787百万円、遠隔操作装置3,859百万円となり、対前期比では、バタフライ弁は338百万円増加しましたが、自動調節弁は602百万円、遠隔操作装置は143百万円の減少となりました。

売上高では、17,157百万円（対前期比2.3%減）となり、400百万円前期を下回りました。品種別では、自動調節弁7,605百万円、バタフライ弁5,507百万円、遠隔操作装置4,044百万円となり、対前期比では、バタフライ弁は522百万円増加しましたが、自動調節弁は396百万円、遠隔操作装置は526百万円の減少となりました。輸出関連の売上高は、2,090百万円となり、前期を496百万円下回りました。当期末の受注残高は期首に比べて954百万円減の9,100百万円となりました。

利益面では、営業利益は537百万円（対前期比31.8%減）、経常利益は808百万円（対前期比17.7%減）、当期純利益は556百万円（対前期比17.4%減）といずれも前期を下回りました。

(2) 対処すべき課題

国内の景気は、持ち直しの動きもみられるものの、原材料価格の上昇や新型コロナウイルス感染症の影響により、先行きは不透明な状況にあります。受注環境も厳しい状況にありますが、より一層営業活動に注力し、生産性向上活動や原価低減活動、新しい技術開発にも取り組み、企業体質の一層の強化に努める所存であります。

株主のみなさまにおかれましても、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

設備投資資金を含む必要な資金については、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充ちいたしました。

(4) 財産および損益の状況

区 分	第93期 2018.6.1 から 2019.5.31まで	第94期 2019.6.1 から 2020.5.31まで	第95期 2020.6.1 から 2021.5.31まで	第96期 2021.6.1 から 2022.5.31まで
受 注 高 (千円)	19,323,464	19,209,298	16,609,501	16,202,956
売 上 高 (千円)	19,084,237	18,639,400	17,558,484	17,157,849
当 期 純 利 益 (千円)	907,927	741,784	673,745	556,523
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	249.87	204.49	188.21	155.84
総 資 産 (千円)	26,542,827	27,745,103	27,210,988	27,846,345

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式を控除して算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当期の期首から適用しており、当期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 主要な事業内容

次の製品の製造販売であります。

自 動 調 節 弁	自力式調整弁、他力式調整弁、遠隔操作弁、シリンダー弁、安全弁、空気式自動制御機器、空気式アクチュエータ、原子力プラント用弁、過熱蒸気減圧減温装置、その他各種自動制御用特殊弁および調節機器
バ タ フ ラ イ 弁	手動・遠隔操作式バタフライ弁
遠 隔 操 作 装 置	船用荷役およびバラスト遠隔操作装置、船用遠隔液面指示警報装置

(6) 主要な営業所および工場

本社・工場 大阪府大東市深野南町1番1号
 東京営業所 東京都港区浜松町1丁目27番17号 三和ビル
 北九州営業所 福岡県北九州市小倉北区浅野2丁目11番15号 小倉興産KMM別館

(7) 従業員の状況

従業員数	対前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
352名	△6名	43.2才	17.2年

(8) 主要な借入先

借入先	借入額 (千円)
株式会社 三井住友銀行	300,000
株式会社 三菱UFJ銀行	600,000
株式会社 リソナ銀行	150,000
三井住友信託銀行株式会社	150,000

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 15,232,800株
- (2) 発行済株式の総数 3,832,800株
- (3) 株主数 1,784名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社ミヤキタコーポレーション	442	12.38
中 北 健 一	205	5.75
宮 田 彰 久	114	3.20
黒 田 知 子	114	3.20
中 北 仁 子	114	3.20
渡 部 育 子	114	3.19
宮 田 和 子	109	3.05
宮 田 宏 章	106	2.97
由 上 知 恵 子	97	2.72
中 北 節 子	93	2.62

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式261,665株を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	中北 健一	
代表取締役社長	宮田 彰久	経営企画本部長
専務取締役	池田 昭彦	営業本部長兼技術本部管掌
取締役	高崎 元之	製造本部長
取締役(社外)	大井 成夫	
取締役(社外)	山本 和人	弁護士、高田機工株式会社社外監査役
常勤監査役	黒木 宣行	
監査役(社外)	北山 裕昭	
監査役(社外)	藤井 秀延	東リ株式会社社外取締役

- (注) 1. 当社は取締役大井成夫、山本和人の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
2. 2021年8月27日開催の第95回定時株主総会において藤井秀延氏は監査役(社外)に選任され、就任いたしました。
3. 2021年8月27日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって今西章雄氏は監査役(社外)を辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用および損害賠償金等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社子会社の役員であり、保険料は全額当社が負担しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失に起因する損害賠償請求の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) ①当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別 の総額 (千円)	人数 (名)
		基本報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	124,864 (9,600)	124,864 (9,600)	6 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	25,200 (9,600)	25,200 (9,600)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	150,064 (19,200)	150,064 (19,200)	10 (5)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役および監査役の報酬は、2006年8月29日開催の株主総会の決議により、取締役の報酬総額を年額で150,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）、監査役の報酬総額を年額で30,000千円以内に最高限度額を決定しております。なお、当該株主総会決議時の取締役は7名（うち社外取締役0名）、監査役は4名（うち社外監査役2名）であります。

③役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において取締役の個人別報酬等の決定方針を決議しております。また、2021年6月15日開催の取締役会において、2021年4月13日開催の取締役会にて設置が決議された報酬諮問委員会の答申を得ることなど同委員会の関与に係る規定の変更に伴い、同決定方針を改定しております。

取締役の個人別報酬等の決定方針の内容は次のとおりです。

1.基本方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）のみから成り立つことを基本とします。

2.基本報酬（金銭報酬）の個人別報酬

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、前年度の支給実績をベースに、役位、職責に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

3.取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬の額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとします。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、委員の過半数が独立社外取締役で構成される報酬諮問委員会において報酬案を審議し、答申を得るものとします。代表取締役社長は、株主総会で決議した報酬等の最高限度額の範囲内において、諮問委員会の決定を尊重し上記について決定するものとします。

④取締役の個人別報酬等の決定に係る委任に関する事項

当期においては、2021年8月27日開催の定時株主総会後の取締役会で、最高限度額の範囲内において、各取締役の報酬額については代表取締役社長宮田彰久氏に委任する旨の決議を行っております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

当期における各取締役の報酬額については、代表取締役社長宮田彰久氏が報酬諮問委員会の決定を尊重し決定しております。

なお、代表取締役社長宮田彰久氏が各取締役の報酬についての報告を取締役会に行うことにより、取締役会は当期に係る取締役の個人別報酬等の内容が当該決定方針に沿うと判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係

1. 取締役山本和人氏は、高田機工株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
2. 監査役藤井秀延氏は、東リ株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	大井 成夫	当期に開催の取締役会15回すべてに出席し、銀行で培った豊富な知見および他社での経営者としての経験から、必要に応じ意見を述べております。また、客観的・中立的立場で当社の取締役の報酬の決定過程における監督機能を担っております。
	山本 和人	当期に開催の取締役会15回すべてに出席し、弁護士としての専門的な知見から、必要に応じ意見を述べております。また、内部通報対応をはじめとする、コンプライアンス対応について適宜必要な助言をいただきました。
社外監査役	北山 裕昭	当期に開催の取締役会15回すべてに出席し、銀行で培った豊富な知見および他社での監査役としての経験から、必要に応じ意見を述べております。また、当期に開催の監査役会19回すべてに出席し、監査についての重要事項の協議を行っております。
	藤井 秀延	当期の取締役会のうち、社外監査役就任後に開催の11回すべてに出席し、銀行で培った豊富な知見および他社での取締役としての経験から、必要に応じ意見を述べております。また、当期の監査役会のうち、社外監査役就任後に開催の14回すべてに出席し、監査についての重要事項の協議を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称
太陽有限責任監査法人

- (2) 会計監査人の報酬等の額

①	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	15,500千円
②	当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行の相当性、報酬見積りの算出根拠について確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める事由に会計監査人が該当すると認められる場合は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

5-1 当社は、コーポレート・ガバナンスの重要性については十分認識しており、経営の迅速な意思決定、透明性、公正性を高めるため、内部統制システムを整備し、強化することが不可欠であり、内部統制システム構築の基本方針を次のとおりとする。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

当社は、コンプライアンスの不徹底が当社の経営基盤を揺るがしうることを十分認識し、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則と位置づけし、その実践のためコンプライアンス管理規程を定め、取締役および使用人が法令、定款その他社内規程を遵守し、社会規範等に沿った行動をとる指針とする。

また、内部通報制度としてコンプライアンス・ホットラインを設置し、法令等の違反を早期に発見し、未然に防ぐとともに、必要な改善を図ることで、業務の健全性を高める。コンプライアンス・ホットラインに通報した者は、当該通報を理由として不利な取扱いを受けないものとする。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

当社は、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報を法令および情報セキュリティ管理規程、書類管理規程等の社内規程に従って、適切に保存および管理し、必要に応じて保存および管理状況の検証、規程等の見直しを行う。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

当社は、事業活動に係る様々なリスクの管理と現実化を未然に防止するため、コンプライアンス委員会およびリスク管理委員会を設置し、リスク情報を収集・分析して予兆の早期発見を行うとともに、万一、リスクが現実化したときには迅速かつ的確な施策が実施できるように規程、マニュアル等を整備して、リスク管理体制の構築、維持、向上を図る。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時に開催し、取締役会規則により定めている事項および付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行う。また、取締役会で定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性および効率性の監督等を行う。日常の職務執行については、職務権限分掌規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制の構築、維持、向上を図る。

- (5) 当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第5号）

当社は、当社の子会社の事業が適正に行われているかどうかについて、子会社の取締役に対して定期的に報告を求めるとともに、内部監査室の監査等によるモニタリングを行う。さらに、子会社に対しても上記（1）から（4）および（7）の事項についての体制を必要な範囲で準用する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、2号、3号）

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社の使用人の中から補助使用人を任命することとする。その人事は、取締役と監査役が協議して決定する。補助使用人を任命した場合の補助使用人の指揮命令権は監査役に属するものとする。監査役の監査にあたっては、内部監査室の監査結果を活用する。また、内部監査室は、監査役との協議により、必要に応じて監査役が要望する事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号、5号）

監査役は、取締役会のほか、取締役ならびに各職場の部長および所属長が出席し、毎月1回定期的に開催される総合会議等に出席することができるものとし、重要な意思決定の過程および業務の執行を把握するとともに、必要に応じて取締役等にその説明を求めることができるものとする。

また、取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告するものとする。当社監査役への報告を行った者は、当該報告を理由として不利な取扱いを受けないものとする。

- (8) 監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）

監査役の監査に係る諸費用については、監査役から費用の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）

監査役が、その職務を執行するために必要と判断したときは、いつでも取締役または使用人に対して調査、報告等を要請し、重要な書類の閲覧や重要な委員会等に出席する。また、監査役は代表取締役、内部監査室、顧問弁護士、会計監査人と定期的に意見交換する。

- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を別途定め、代表取締役社長の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用・評価する体制を構築する。

- (11) 反社会的勢力を排除するための体制

反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては総務部が総括部署となり、河北ブロック企業防衛協議会、所轄の警察および顧問弁護士と連携をとりながら、毅然とした態度で対応する。

また、外注先、下請先とも「反社会的勢力の排除に関する覚書」を交わし、反社会的勢力との関係遮断についての取り組みを推進する。

5-2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要（会社法施行規則第118条第2号）

(1) コンプライアンス

コンプライアンスの基本方針に基づき「中北の行動規範」を遵守し、コンプライアンスを実践するため、「コンプライアンス管理規程」を運用し、継続的な社内教育を実施することにより、コンプライアンスの徹底を図りました。さらに、「コンプライアンス管理規程」を要約し重要ポイントを記載した「コンプライアンスハンドブック」を全社員に携帯させ、コンプライアンスの定着・浸透・実践を図っています。コンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で調査・審議・検討し、対応策を決定しました。

また、コンプライアンス違反の未然防止、相談、対応を目的とした内部通報制度の窓口として内部監査室または社外弁護士へのコンプライアンス・ホットライン（電話、FAXおよびメール）の運用を継続しました。

反社会的勢力への対応については、取引先、外注先等と暴力団排除条項を含んだ契約書での契約締結を継続しました。

(2) リスク管理

当社の事業活動に係るリスクへの対応に関する基本方針を「リスク管理基本規程」に定め、リスクの分類を行い、リスク管理体制の整備に努めました。また、リスクの現実化の可能性およびその影響度をリスク管理委員会で審議・検討し、リスクに対応した管理に取り組みました。

加えて、情報セキュリティを確保するための管理策である「情報セキュリティ管理規程」に則り、情報セキュリティ委員会で社内外の情報セキュリティに関する事案を収集・審議し対応を決定のうえ、情報セキュリティ環境を強化し、リスク管理に取り組みました。また、情報セキュリティに関する具体的な事例集を「情報セキュリティ心得」として小冊子に取りまとめ、全社員に配布して情報セキュリティの定着・浸透・実践を図っています。

(3) 財務報告に係る内部統制

「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づき、財務報告に係る「内部統制実施計画書」を策定し内部統制活動を実施しました。内部統制活動については、財務報告に係る内部統制委員会で実施状況を報告し、内部統制評価を実施しました。

(4) 内部監査

内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施しました。

貸借対照表

2022年5月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	27,846,345	(負債の部)	5,390,756
流動資産	19,892,848	流動負債	5,155,951
現金及び預金	6,556,685	支払手形	42,592
受取手形	201,365	電子記録債権	1,926,544
電子記録債権	1,984,121	買掛金	982,271
売掛金	5,319,773	短期借入金	800,000
有価証券	1,900,637	1年内返済予定の長期借入金	400,000
製品	783,134	未払金	211,291
仕掛品	1,261,032	未払費用	109,081
原材料	1,401,544	契約負債	30,126
前渡金	500,000	賞与引当金	226,000
その他の流動資産	22,083	製品保証引当金	205,000
貸倒引当金	△37,530	未払法人税等	112,833
固定資産	7,953,497	未払消費税等	90,969
有形固定資産	3,652,171	その他の流動負債	19,241
建物	529,333	固定負債	234,804
構築物	79,959	退職給付引当金	119,327
機械及び装置	390,325	役員退職慰労引当金	45,160
車両運搬具	2,147	資産除去債務	41,218
工具器具備品	84,436	その他の固定負債	29,099
土地	1,704,512	(純資産の部)	22,455,589
建設仮勘定	861,455	株主資本	21,773,030
無形固定資産	48,907	資本剰余金	1,150,000
ソフトウェアその他	48,907	資本剰余金	1,479,586
投資その他の資産	4,252,418	資本準備金	515,871
投資有価証券	4,056,991	その他資本剰余金	963,715
関係会社株式	29,000	自己株式処分差益	963,715
繰延税金資産	44,301	利益剰余金	19,860,547
その他の投資	122,960	利益準備金	287,500
貸倒引当金	△833	その他利益剰余金	19,573,047
資産合計	27,846,345	別途積立金	8,000,000
		繰越利益剰余金	11,573,047
		自己株式	△717,103
		評価・換算差額等	682,558
		その他有価証券評価差額金	682,558
		負債純資産合計	27,846,345

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

損益計算書

2021年6月1日から
2022年5月31日まで

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		17,157,849
売 上 原 価		14,568,798
売 上 総 利 益		2,589,051
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,051,374
営 業 利 益		537,677
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	83,881	
不 動 産 賃 貸 料	128,776	
助 成 金 収 入	58,001	
雑 収 入	36,782	307,441
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,941	
不 動 産 賃 貸 費 用	30,951	
為 替 差 損	1,274	
雑 損 失	94	36,262
経 常 利 益		808,855
税 引 前 当 期 純 利 益		808,855
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	246,000	
法 人 税 等 調 整 額	6,332	252,332
当 期 純 利 益		556,523

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

2021年6月1日から
2022年5月31日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本合計	評価・換算 差 額 等
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式		
		資本準備金	その他資本剰余金 自己株式処分差益	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	1,150,000	515,871	963,715	287,500	8,000,000	11,373,638	△717,103	21,573,621	529,346
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△357,113		△357,113	
当 期 純 利 益						556,523		556,523	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									153,212
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	199,409	-	199,409	153,212
当 期 末 残 高	1,150,000	515,871	963,715	287,500	8,000,000	11,573,047	△717,103	21,773,030	682,558

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
製品及び仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
原材料……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産
（リース資産を除く）……………定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用することとしております。
無形固定資産
（リース資産を除く）……………定額法
リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用することとしております。
- (4) 引当金の計上基準
貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金……………従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。
製品保証引当金……………販売した製品の初期調整費用及び無償によるサービス費用に係る支出に備えるため、過去の実績等に基づいて算定した金額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により費用処理しており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により、翌期から費用処理しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上してはりましたが、2005年8月30日開催の株主総会において役員退職慰労金制度が廃止されましたので、以降の期間に対応する引当額は計上しておりません。なお、退職金の支払時期は役員の退任時としております。

- (5) 収益及び費用の計上基準……………当社は、バルブ及び遠隔操作装置製造・販売事業を主な事業としております。主として船舶用、発電プラント用などの自動調節弁、パタフライ弁、遠隔操作装置の製造及び販売を行っており、顧客との契約に基づいたこれらの製品等を納入することを主な履行義務と認識しております。

「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品等の国内販売において、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に当該製品等の支配が顧客に移転し、当社の履行義務は充足されたと判断し、収益を認識しております。輸出版売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で製品等の支配が顧客に移転し、当社の履行義務は充足されたと判断し、収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当期の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品等の国内販売において、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当期の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当期の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当期の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期の期首残高に与える影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前期の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当期より「契約負債」として表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当期の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前期において、「営業外収益」の「雑収入」に含めて表示しておりました「助成金収入」は金額的重要性が増したため、当期より独立掲記しております。

なお、前期の「助成金収入」は17,480千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 6,063,801千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務は次のとおりであります。 | |
| ①短期金銭債権 | 88千円 |
| ②短期金銭債務 | 14,165千円 |

6. 損益計算書に関する注記

- | | |
|------------------|-----------|
| 関係会社との取引高 | |
| ①営業取引による取引高 | 158,111千円 |
| ②営業取引以外の取引による取引高 | 14,800千円 |

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首 株式数 (株)	当期 増加株式数 (株)	当期 減少株式数 (株)	当期末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	3,832,800	—	—	3,832,800
自己株式				
普通株式	261,665	—	—	261,665

(2) 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年8月27日 定時株主総会	普通株式	178,556	50.0	2021年5月31日	2021年8月30日
2022年1月11日 取締役会	普通株式	178,556	50.0	2021年11月30日	2022年2月4日

(3) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年8月26日 定時株主総会	普通株式	124,989	利益剰余金	35.0	2022年5月31日	2022年8月29日

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

(繰延税金資産)	
退職給付引当金	36,538千円
役員退職慰労引当金	13,827千円
賞与引当金	69,201千円
製品保証引当金	62,771千円
棚卸資産	49,162千円
未払事業税	10,127千円
減価償却費	69,530千円
その他	34,381千円
繰延税金資産合計	345,540千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	301,238千円
繰延税金負債合計	301,238千円
(差引繰延税金資産純額)	44,301千円

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産はありませんが、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金、設備資金についてはまず営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、不足分について必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。デリバティブ取引に関しては、為替変動のリスクに備えるため外貨建売掛金の月ごとの入金予定額の範囲内で契約する方針を採っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形、電子記録債権、売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとに期日管理及び残高管理を定期的に行いリスク低減を図っております。また、外貨建営業債権に係る為替の変動リスクに対しては、必要に応じて為替予約を利用してヘッジしております。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎としてヘッジ有効性評価を行っております。

デリバティブ取引に関しては、主要取引銀行との通常の契約であるため、リスクはほとんどないと認識しております。取引の執行・管理については経理部にて行っております。なお、明文の管理規程は特に設けておりません。

有価証券及び投資有価証券は株式及び債券等であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

支払手形、電子記録債務、買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。
短期借入金、1年内返済予定の長期借入金は、運転資金及び設備資金に係る資金調達であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券及び投資有価証券 (*2)	5,781,794	5,773,691	△8,103
資産計	5,781,794	5,773,691	△8,103
(1) 1年内返済予定の長期借入金	400,000	400,000	－
負債計	400,000	400,000	－

(*1) 現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形、電子記録債務、買掛金、短期借入金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	175,833
関係会社株式	29,000

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	1,774,537	－	－	1,774,537
資産計	1,774,537	－	－	1,774,537

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的債券 社債	－	3,999,154	－	3,999,154
資産計	－	3,999,154	－	3,999,154
1年内返済予定の長期借入金	－	400,000	－	400,000
負債計	－	400,000	－	400,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金

時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、バルブ及び遠隔操作装置製造・販売事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

① 財又はサービスの種類別の収益の分解情報

	バルブ及び遠隔操作装置製造・販売事業 (千円)
自動調節弁	7,605,397
パタフライ弁	5,507,725
遠隔操作装置	4,044,727
顧客との契約から生じる収益	17,157,849
その他の収益	—
外部顧客への売上高	17,157,849

② 国又は地域別の収益の分解情報

	バルブ及び遠隔操作装置製造・販売事業 (千円)
日本	15,066,964
中国	1,250,184
韓国	468,650
台湾	168,144
その他	203,905
顧客との契約から生じる収益	17,157,849
その他の収益	—
外部顧客への売上高	17,157,849

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

	当期 (千円)
契約負債 (期首残高)	58,729
契約負債 (期末残高)	30,126

契約負債は、顧客との契約に基づく履行義務の充足前に顧客から受領した対価であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 6,288円08銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 155円84銭 |

13. 追加情報

(会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響について)

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済、企業活動に広範な影響を与える事象ではありますが、当期における当社の業績等への影響は限定的でありました。今後の当該感染症の広がり方や収束時期等を予測することは困難であります。翌期末には収束するとの仮定の下、会計上の見積りを行っております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年7月14日

株式会社中北製作所
取締役会 御中太陽有限責任監査法人
大阪事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 潤 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 有久 衛 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中北製作所の2021年6月1日から2022年5月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社からの事業報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月15日

株 式 会 社 中 北 製 作 所	監 査 役 会
常 勤 監 査 役 黒 木	宣 行 ㊟
社 外 監 査 役 北 山	裕 昭 ㊟
社 外 監 査 役 藤 井	秀 延 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、安定した配当を継続することを基本とし、当期の業績および翌期の予想を斟酌し、具体的配当額を決定しております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき35円 総額124,989,725円
なお、中間配当金として1株につき50円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき85円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年8月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第16条 (電子提供措置等) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>(附則) 第 1 条 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) <u>変更前定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第16条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本条の規定は、2022年9月1日から6ヵ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	なかきたけんいち (1949年1月25日生) 再任	1973年4月 当社入社 1985年8月 当社取締役 営業本部長 1993年8月 当社常務取締役 営業本部長 1997年2月 当社代表取締役常務取締役 営業本部長 1999年8月 当社代表取締役専務取締役 営業本部長 2004年8月 当社代表取締役社長 2019年8月 当社代表取締役会長 (現任)	205,308株
(取締役候補者とした理由) 当社の取締役として長年に亘り経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、バルブ業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。			
2	みやたてるひさ (1980年1月31日生) 再任	2007年8月 当社入社 2009年6月 当社資材調達部次長兼製造企画室次長 2012年3月 当社営業部次長 2014年6月 当社技術部開発室長 2014年8月 当社取締役 技術部開発室長 2016年1月 当社取締役 経営企画室長兼技術部開発室長 2016年8月 当社代表取締役副社長 経営企画室長兼管理部門管掌 2018年1月 当社代表取締役副社長 経営企画本部長兼管理部門管掌 2018年9月 当社代表取締役副社長 経営企画本部長 2019年8月 当社代表取締役社長 経営企画本部長 (現任)	114,400株
(取締役候補者とした理由) 当社の取締役として2014年8月より経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。取締役としての実績、能力、経営企画本部長としての管理部門全般についての実績とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3	いけだあきひこ 池田昭彦 (1955年7月20日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1980年4月 当社入社 2005年8月 当社取締役 技術部長(装置設計担当) 2008年8月 当社取締役 営業本部長兼技術部長(装置設計担当) 2009年1月 当社取締役 営業本部長 2009年8月 当社常務取締役 営業本部長 2010年8月 当社常務取締役 営業本部長兼技術部管掌 2016年8月 当社専務取締役 営業本部長兼技術部管掌 2018年9月 当社専務取締役 営業本部長兼技術本部管掌(現任)	800株
(取締役候補者とした理由) 当社の取締役として長年に亘り経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。取締役としての実績、能力、営業・技術部門での豊富な経験と実績とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者いたしました。			
4	たかさきもとゆき 高崎元之 (1958年7月5日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1981年10月 当社入社 2003年5月 当社資材部次長 2003年9月 当社資材部長 2009年6月 当社資材調達部長兼生産管理部長兼製造企画室長 2014年11月 当社工務部長 2016年8月 当社取締役 工務部長兼資材調達部長 2018年8月 当社取締役 製造本部長(現任)	200株
(取締役候補者とした理由) 当社の取締役として2016年8月より経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。取締役としての実績、能力、資材・工務部門での豊富な経験と実績とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	おおいしげお夫 大井成夫 (1949年3月31日生) 再任 社外 独立	1971年4月 株式会社京都銀行 入行 1998年6月 同行検査部長 2001年6月 同行取締役(人事部長委嘱) 2005年6月 同行常務取締役 2010年6月 京銀カードサービス株式会社 代表取締役会長 2014年4月 学校法人聖母女学院 監事 2015年6月 京銀カードサービス株式会社 相談役 2015年8月 当社 社外取締役(現任) 2017年8月 学校法人同志社 監事(現任)	200株
(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 金融機関における企業経営者としての豊富な経験や高い見識を有しており、取締役会等において、客観的な視点から経営全般に係る積極的な意見をいただくとともに、経営を監督する役割を担っていただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、報酬諮問委員会の委員として、当社の取締役の報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。			
6	やまもとかずと 山本和人 (1970年11月23日生) 再任 社外 独立	2000年10月 弁護士登録(大阪弁護士会) 第一法律事務所(現 弁護士法人第一法律事務所) 入所(現任) 2009年3月 ニューヨーク州弁護士登録 2016年6月 高田機工株式会社 社外監査役(現任) 2016年8月 当社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士 高田機工株式会社 社外監査役	0株
(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 弁護士としての高度かつ専門的な知識・経験等を有しており、取締役会等において、法的見地から公正、平等な意見をいただくとともに、経営を監督する役割を担っていただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、コンプライアンス委員会の委員として、内部通報対応をはじめとするコンプライアンス対応について、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大井成夫、山本和人の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 大井成夫、山本和人の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、大井成夫氏が7年、山本和人氏が6年となります。
4. 当社と大井成夫、山本和人の両氏は、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。本議案が承認可決された場合は、引き続き当該契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し

ており、当社取締役を含む被保険者の第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用および損害賠償金等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6. 当社は、大井成夫、山本和人の両氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、本議案が承認可決された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
やま もと たく じ 山 本 卓 二 (1949年11月26日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div>	1972年4月 立石電機株式会社（現 オムロン株式会社）入社 1993年4月 同社モーター事業推進室長 1995年9月 同社欧州統轄本社 副社長 2000年4月 同社計測監視機器事業部長兼産機コンポ統轄事業部長 2001年6月 同社執行役員兼オムロン岡山株式会社社長 2003年4月 同社コントロール機器統轄事業部長 2005年6月 同社執行役員常務 2009年4月 同社米州統轄本社会長兼欧州統轄本社社長 2015年6月 I D E C株式会社 社外取締役 2019年10月 同社常務取締役（現任） (重要な兼職の状況) I D E C株式会社 常務取締役	200株
(補欠の社外監査役候補者とした理由) 制御機器メーカーでの海外事業の立ち上げや事業戦略の立案に携わり、経営全般に亘る豊富な知識と経験から、適切な助言を得られると判断いたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山本卓二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 山本卓二氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用および損害賠償金等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求を除く）。山本卓二氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

場所：大阪府大東市深野南町1番1号

当社 講堂

<道順> JR学研都市線（片町線）^{すみのどう}住道駅下車、徒歩15分
府道8号線（大阪生駒線）東へ約1.2km

